

令和3年1月14日

保護者様

埼玉県立松山高等学校長 加藤 浩

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた緊急事態宣言に伴う
短縮授業等について（連絡）

新型コロナウイルス感染症拡大防止について、御家庭においても連携をしていただきまして、ありがとうございます。

さて、令和3年1月7日に埼玉県を含む1都3県に対して緊急事態宣言が発令され、埼玉県教育委員会からは「感染防止対策を徹底しながら教育活動を継続する」方針が示されました。

松山高校では、これまで令和2年12月24日付け「感染防止対策に伴う短縮授業等について（連絡）」でお知らせしたとおり、「登下校時の3密の回避」及び「部活動の中止」について取り組んでまいりましたが、このたびの緊急事態宣言を受け、引き続き下記のとおり対応いたしますので、保護者の皆様の御理解、御協力をお願いいたします。

記

1 期間

令和3年2月7日（日）まで

2 登下校時の3密の回避

- (1) 通学時の3密を極力避けるために、令和3年2月5日（金）まで、始業時刻を繰り下げて、短縮授業を行います。
- (2) (1)の期間、月曜日から金曜日はSHRを9時40分に開始します。6時間授業（7時間授業）を短縮40分で行います。
- (3) (1)の期間、土曜授業日はSHRを9時15分に開始します。4時間授業を短縮40分で行います。

3 部活動の中止

- (1) 令和3年2月7日（日）までの活動を中止します。
- (2) 対外運動競技大会等の実施がすでに、(1)の期間及び2月中旬までに計画されている部活動については、顧問をとおして連絡します。

<お問合せ>

松山高等学校

担当 教頭 高木・船津

電話 0493-22-0075